

首里杜まちづくり推進協議会要綱

令和4年9月21日制定

(はじめに、設立経緯)

「首里杜構想」とは、昭和59年に沖縄県が策定した「首里城公園基本計画」において示された首里城公園整備の基本理念となる構想であり、その後のまちづくりに大きな影響を与え、様々な場面で理念として引き継がれてきた。一方、積み残されてきた地域課題も少なからずあった。

このような中、令和元年10月31日に首里城火災が発生した。沖縄県では、首里城の復元はもとより、首里城に象徴される琉球・沖縄の歴史・文化の復興に取り組むこととしており、令和3年3月に「首里城復興基本計画」を策定し「新・首里杜構想」を位置づけた。

首里杜地区のまちづくりの具体的な計画を議論するため、令和3年度に検討委員会が設置され、令和4年4月「首里杜地区整備基本計画（以下「計画」という。）」が策定された。計画では、地域団体で構成された首里社会議からのまちづくりへの提言書や、住民アンケートなどで確認した地域の意向を踏まえ、地区に関連する国、県、那覇市の各種計画と整合を図りつつ、歴史まちづくりの目指す姿や具体的な施策などをとりまとめ、計画期間における各取り組みの具体的なロードマップを整理している。

計画策定にあたり、令和4年3月に県と那覇市にて確認書を交わしており、計画の実現に向け、関係主体と連携し各種関連事業に取り組んでいくこと、まちづくり協議会など必要な体制を確保すること、これらの継続的改善に取り組んでいくことなどの方針を確認した。令和4年度より計画期間開始となる。

(設立目的、役割)

第1条 首里杜まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、計画に基づき、新・首里杜構想による歴史まちづくりを推進することを目的として設立する。

2 協議会は、地区のまちづくりに関係する各主体が、計画に示した地区の将来像を共有し、そのために必要な取り組み等について議論する場としての役割を担う。また、計画に位置づけた取り組みの具体的な調査や検討など計画の実施主体としての役割も担うものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 計画に位置づけた取り組みの進捗評価や改善など計画のPDCAサイクル実施に関すること。
- (2) 計画の推進に必要な取り組みの具体化や追加の検討に関すること。
- (3) 計画の実現に向け必要となる体制のあり方についての検討に関すること。
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、下記に掲げる者によって構成し、その構成員は別表とする。

- (1) 地域住民、地域団体等関係構成員
- (2) 地域の観光・商工・交通に関連する事業者等関係構成員
- (3) 学術機関・専門家等関係構成員
- (4) 行政関係構成員
- (5) その他、協議会が必要と認める構成員

2 前項各号に掲げる者は、必要に応じて、それぞれの組織から関係者を出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、構成員の追加、変更を行うことができる。この場合事務局は、協議会の会議においてこれを報告し、その承認を求めるものとする。

(構成員以外の者の出席等)

第4条 協議会は、協議会構成員以外の者の参加を求めることができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者、関係機関に意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、沖縄県、那覇市、地域団体の3者により構成する。

(1)沖縄県は、土木建築部首里城復興課に事務局を置き、県の関係部局・関係機関等のとりまとめや、協議会の運営を行う。

(2)那覇市は、都市みらい部都市計画課に事務局を置き、市の関係部局・関係機関等のとりまとめや、協議会の運営協力を行う。

(3)地域団体は、首里杜地区まちづくり団体連絡協議会に事務局を置き、地域の関係団体等のとりまとめや、協議会の運営協力を行う。

2 事務局は、協議会の円滑な運営を図るため、必要な事項を協議会構成員等と事前に調整及び確認することとする。

3 本協議会の事務局体制については、運営状況等を踏まえ継続的に検討するものとする。

(協議会の開催)

第6条 協議会の会議は、一年度内に2回の開催を基本とする。ただし、必要に応じて、開催することを妨げない。

2 協議会の会議は、事務局が招集する。

(部会の設置)

第7条 協議会は、特定分野や事項についての調査検討を行うため、協議会の会議における承認の下、部会を設置、追加及び変更することができるものとする。

(協議会の公開)

第8条 協議会の開催日程、開催状況及び協議事項については公開を基本とし、公開内容の範囲及び方法等の詳細については、対象となる協議会の会議に先立ち事務局にて定めるものとする。

(協議結果の尊重義務、計画実施の努力義務)

第9条 協議会及び構成員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

2 協議会及び構成員は、計画に位置づけた取り組みの実施主体として、その実施及び実施体制の確保に努めなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則 この要綱は、令和4年9月21日から施行する。

別表：首里杜まちづくり推進協議会構成員

構成員分類	構成員	
(1)地域	地域住民・団体 など	首里杜地区まちづくり団体連絡協議会 ※1
(2)事業者	地域に所在する観光・商工・交通に関連する事業者、NPO、社団法人など	首里染織館 suikara ※2
	バス・タクシーなど公共交通関連事業、観光 DX など関連テーマを推進する団体・事業者 など	S C S K株式会社 ※3
(3)学術機関、専門家、団体	地区や取り組みに関連する学術機関や専門家グループなど	国立大学法人 琉球大学 ※4
(4)行政	国、県、市	那覇市 ※5
		沖縄県 ※6
		国（沖縄総合事務局）※7
(5)その他 協議会が必要と認める構成員	首里城公園管理者 など	一般財団法人 沖縄美ら島財団 ※8

- ※1. 首里杜地区まちづくり団体連絡協議会: 令和2年6月に発足された地域6団体からなるまちづくり団体。古都首里のまちづくり期成会、首里振興会、御茶屋御殿復元期成会、城西小学校区まちづくり協議会、首里三ヶ城南校区まちづくり協議会、NPO法人 首里まちづくり研究会で構成され、令和3年2月に「首里城復興基本計画および那覇市のまちづくりへの提言書」を発表した。
- ※2. 首里染織館 suikara: 令和4年4月30日に首里当蔵にオープンした琉球びんがたと首里織の拠点施設。琉球びんがた事業協同組合と那覇伝統織物事業協同組合が協働し運営する。
- ※3. S C S K株式会社: 沖縄県とITサービス企業のS C S K株式会社は令和3年6月に「首里城復興におけるDX推進の連携協定」を締結し、首里城公園及び周辺地域の魅力向上等に連携して取り組んでいる。
- ※4. 国立大学法人琉球大学: 沖縄県と琉球大学は平成27年9月に包括連携協定を締結しており共創型地域づくり等に連携して取り組むこととしている。
- ※5. 那覇市:【都市みらい部】都市計画課、道路建設課、道路管理課、花とみどり課、公園管理課 【市民文化部】文化財課 【経済観光部】観光課 【環境部】環境保全課
- ※6. 沖縄県:【土木建築部】首里城復興課、都市公園課、南部土木事務所、都市計画・モノレール課、道路街路課、道路管理課 【教育庁】文化財課 【文化観光スポーツ部】観光振興課、観光政策課、県立博物館・美術館 【企画部】交通政策課
- ※7. 国（沖縄総合事務局）:【開発建設部】首里城復元整備推進室
- ※8. 一般財団法人 沖縄美ら島財団:首里城公園指定管理者